摂関期の受領と中央政府

寺 内

浩

はじめに

召物・国宛や成功を通じてその私富を国家財政に組み入れたことなどを明らかにした。しかし、そこではなぜ政府が にするとともに、政府による受領私富の国家財政への導入のあり方についても論じてみたいと思う。 受領の私富蓄積を容認するようになったかについては触れることができなかった。そこで本稿では、この点を明らか 私は前稿において、一〇世紀後半になると受領が私富を蓄積するようになること、政府はそれを否定せずに容認し、

に納めることになっており、収取物を私物化することは厳禁されていた。そして、官稲の隠截が禁止され、「増」出挙 令制本来の原則では、一定の収入を除いて、国司は国内から収取したものはすべて中央に貢進するか、国郡の倉庫

うに、一○世紀の後半になると大帳・税帳制度が解体し、こうした中央集権的な国家財政運営は維持できなくなるの 政府は、 に至るまでの過程を把握し、 ろん、こうした政策を実現することができたのは、当時の政府によって徹底した文書行政が行われていたからである。 之数」、欲、私、其息利、」とした弘宗王が罪に問われたように、こうした政策は八、九世紀を通じて維持された。 大帳、税帳以下数多くの財政関係帳簿を国司に作成・提出させ、それらを通じて租税の収納・管理から支出 国衙の財政運営をその管理下に置いていたのである。ところが、拙稿で明らかにしたよ

である

後半になると大帳は前年の内容が機械的に写されるだけの形骸化したものとなり、 ○世紀後半になると大帳制度は解体し、調庸の貢進量は以前と比較して大幅に減少するとともに、固定化するのであ としたため、課丁数が大きく減少した。これに対し、政府は一○世紀の前半までは大帳制度の維持に努めるのだが、 しかし、九世紀後半以降、課役免除を得ようとする在地の動きが強まり、また、国司も調庸などの貢進量を減らそう 大帳は毎年の国内の課丁数を記したものであり、 国司はそれに従って調庸などを政府に納入せねばならなかった。 その機能を失う。このように、

しかし、 税帳は毎年の正税の収支や残額を政府に報告するものであり、これにより政府は国衙財政を管理下に置い 九世紀末以降税帳の未進・未勘が目立つようになり、さらに一○世紀後半になると毎年の国衙財政の収支状 ていた。

況を監査する税帳勘会がなされなくなって、税帳制度は解体するのである。

る。

田租・出挙などの収取物の収支・管理状況を把握することができなくなり、従来のような中央集権的な律令国家財政 このように、 一○世紀後半になると財政関係諸帳簿の中心である大帳・税帳が形骸化し、そのため政府は調

運営は不可能となるのである。

政府は受領によるその獲得・蓄積を容認せざるをえなくなるのである。 不可能となるのである。すなわち、受領の私富は在地からの収取と中央への貢進の質的・量的差から生じるのだが、 しえても、 が、大帳・税帳制度が解体したことにより、政府は調庸以下の貢進物が規定通り中央に送られているかどうかは監視 止しえたのは、 は、受領の私富蓄積を政府が容認せざるをえなくなったことである。先述したように、国司の官物私物化を制限 大帳・税帳制度の解体は、 国衙でのそれらの収支・管理状況は全く把握できなくなり、受領による官物の私富転化を規制することが 大帳・税帳などの諸帳簿により政府が国衙の財政運営をその管理下に置いていたためである。ところ 政府と受領の関係についていえば、二つの点で大きな変化をもたらしたといえる。 · 禁

相を呈するようになるのである。 明確に区別がなされずに両者が混在化・一体化したため、あたかも受領の「私物」から貢進物が供出されるような様 進物は収取物から出されるので、収取物は決して受領の私有物ではないのだが、従来のように国司の収入と官物とが になる。 府の管理下にあったのだが、大帳・税帳制度の解体により、在地からの収取物は受領の一元的管理下に置かれるよう 二つめは、在地からの収取物が受領により「私物」化されるようになったことである。従来は国衙の財政運営は政 そのため、それらはあたかも受領の「私物」のように扱われるようになるのである。もちろん、中央への貢

符には、弁済使について次のように述べられている。 こうした変化の様子を具体的に示しているのが、弁済使への政府の対応である。 弁済使の設置を禁じた天暦元年官

愚暗綱丁1、府庫為1之空虚、公用依1其闕乏(後略)(5) 利門争開、 (前略) 近年以来、諸国之司、有ႊ置l;弁済使l者f、非l;公家之所ト知、 |調使空帯:|此処之号|、公物多失||奔競之間|、成||返抄||之時、合||計於在下史生|、補||欠剰||之日、矯||事於 納。官物於其所、成。私計於其中、頹風一扇、

向に政府の政策が変化したと考えられるのである。 公認され、公然と活動を行っている。従って、この間に受領による官物の「私物」化、その私富への転化を認める方 まり、政府は私的に設置された弁済使に官物を納入すること(=官物の「私物」化)、官物が受領のものになること (=官物の私富への転化)を防ぐために弁済使を禁じたわけである。ところが、一一世紀には、 受領は官物を官庫に納めずに弁済使の所に運び、そのため官物が失われて公用に不足が生じるというのである。 弁済使は政府により

_

たが、もちろん政府は受領の私富蓄積をまったく放任していたわけではなく、召物・国宛や成功を通じてそれらを国 ○世紀後半になると政府が受領の私富蓄積を容認するようになる理由を、 大帳・税帳制度の解体との関係で述べ

『今昔物語集』に次のような説話が載せられている。

家財政に組み入れていたことは、前稿ですでに述べた通りである。

「其ノ得ルハ賢キ事ナレドモ、更ニ其レハ不」可」為ズ。只我ガ任ニハ、田畠ヲダニ多ク作タラバ、国人ノ為ニモ可」賢 隣ノ国ノ人モ来リ集テ、岡、山ヲモ不ゝ嫌シテ造リ弘グレバ、国司極テ徴リ富テ、徳并ビ無シ。(中略)守ノ云ク、 レバ、国内平ヤカニシテ、雨風時ニ随テ、穀ヲ損ズル事無クシテ、造りト造ル田畠楽ク生弘ゴリテ、国豊カナレバ、 (ア) 今昔、能登ノ守□□ト云フ人有ケリ。心直クシテ、国ヲ吉ク治メケルニ、又国ノ内ノ仏神ヲ崇、 懃ニ仕ケ

ク作テ、各身豊ニ成レバ、露物不」惜ズ成シ集ムレバ、守モ大キニ富ニケリ。(後略)^(®)

然テ使ヲ不シ得シテ、官物ヲ疾ク可シ成キ也」ト云ヒ廻ラカシタレバ、国人共此レヲ聞テ、手ヲ作ニ喜テ、田畠多

国ノ事ヲ吉ク政ケレバ、国只国ニシ福シテ、隣ノ国ノ百姓雲ノ如クニ集リ来テ、岳山トモ不ごス、田畠ニ崩シ作ケレ 程ニ、辛クシ尾張ノ守ニ被ム成タリケレバ、喜ビ乍ラ任国ニ絵ギ下タリケルニ、国皆亡ビテ田畠作ル事モ露無カリケ レバ、此ノ守ミ本ヨリ心直クシテ、身ノ弁ヘナドモ有ケレバ、前々ノ国ヲモ吉ク政ケレバ、此ノ国ニ始メテ下テ後、 今昔、____天皇ノ御代ニ、___」ノ ___ト云フ者有ケリ。年来、旧受領ニテ、官モ不」成デ沈ミ居タリケル

然レバ天皇モ此レヲ聞シ食テ、「尾張ノ国ハ前司ニ被」亡サレテ、無下ニ弊ト聞食スニ、此ノ任二年ニ成ヌルニ吉ク

バ、二年ガ内ニ吉キ国ニ成ニケリ。

福シタナレ」ト被」仰ケレバ、上達部モ世ノ人モ、「尾張吉キ国ニ成タリ」トゾ讃ケル。

然テ三年ト云フ年、五節被」宛ニケリ。(後略)

興味深いものである。 ある。この二つの説話は当時における受領の私富蓄積の過程と政府のそれへの対応を具体的に示している点で非常に 生産力を拡大させ、そして(ア)のように私富も増やしたであろう受領に対してさっそく五節が宛てられているので たというものである。五節舞姫は膨大な経費を必要としたため、富裕な受領が献者とされたのだが、国内を開発して ある。(イ)は、前司の時に亡弊国となった尾張国を新司が努力して興復させたところ、三年目に献五節を命ぜられ (ア)は、能登守が善政を行い、田畠の開発を進めた結果、収取が順調に行われ、守も裕福になったというもので

酷な収奪を行ったり、官物を未進したりして私富を増やした受領もいたであろうが、当然それらは政府にとっては好 たらしたことが知られる。もちろん、(イ)の「国皆亡ビテ田畠作ル事モ露無カリケレ」とした尾張前司のように苛 バ、守モ大キニ富ニケリ」とあるように、善政を行って田畑を開発し、生産力を拡大することが受領私富の増大をも

まず、ここからは、「国人共此レヲ聞テ、手ヲ作ニ喜テ、田畠多ク作テ、各身豊ニ成レバ、露物不」惜ズ成シ集ムレ

亖

摂関期の受領と中央政府

ましいことではなかった。

『新猿楽記』に次のような記述がある。

瞻、集.諸国土産一、貯甚豊也、(中略)如¸此贄菓子轆々継¸踵、済々成¸市云云、故除目之朝、不」云;親疎」、先被」尋 交易・佃・臨時雑役等之使、不、望自所「懸預」、但民不、弊済「公事」、君無、損自有、利上手也、仍得「万民追従」、宅常 非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理等、若御厩・小舎人所・膳所・政所・或目代或別当、況検田使・収納 替分付之沙汰、不与状之文、勘公文之条、雖、有、等者、、更莫、過、之者、、是以凡庁目代、若済所・案主・健児所・検 騎」馬廼達二山野之道一、於三弓箭一不」拙、於二算筆一無」暗、入」境者着府之作法、神拝着座之儀式、治国良吏之支度、 四郎君受領郎等刺史執鞭之図也、於「五畿七道「無ム所」不」届、於「六十余国「無」所」不」見、乗」船則測「風波之時

弊済||公事|」しつつ私富を増大させることが、あるべき受領の姿だったわけである。(8) によって国内を疲弊させずに官物を滞りなく納め、その一方で受領も自らも私富を獲得した、の意であるが、「民不」 しながら「君無、損自有、利上手也」とされていることである。「民不、弊済」公事」、君無、損自有、利上手也」は、苛政 ここで四郎君は受領目代のいわば理想像として描かれているのだが、注目されるのは、彼が「民不、弊済」公事」」

規模とは比例関係にあった。このように、政府は生産力や受領私富の大小・多少を勘案しながら受領私富の取り込み して賦課量が定められていた。また、成功も「堪」事大国受領募;|成功|可」造之事」」とあるように、国の大小と成功の である。前稿で述べたように、召物・国宛は国の「興亡」「強弱」「堪否」、すなわち各国の生産力・負担力を基準と 喜んだかであるが、それは善政=生産力の拡大により受領私富の国家財政への導入がより多く行うことができたから では、(イ)に「上達部モ世ノ人モ、『尾張吉キ国ニ成タリ』トゾ讃ケル」とあるように、なぜ政府は受領の善政を

がるものだったのである。従って、ある意味では政府は受領の私富蓄積を利用して国家財政収入の増加をはかってい 成功を課すことができたのである。つまり、(イ)で国内を興復させた尾張守にさっそく五節舞姫を献上させたこと を行っていたのであり、受領が善政を行い、生産力を高めて私富を増大させれば、それだけより多くの召物・国宛や たともいえるわけであり、生産力の拡大を前提とする受領私富の増大は、政府にとって一概に否定されるべきもので にみられるように、受領による生産力の増強は受領の私富を増大させるが、同時にそれは国家財政収入の増加につな

おわりに

はなく、むしろ好ましい側面も有していたのである。

政に組み込もうとしたのであり、 容認せざるをえなくなるのだが、 が国家財政に占める比重が大きくなった。こうしたなかで、大帳・税帳制度の解体により、政府は受領の私富蓄積を 一○世紀後半は国家財政の大きな転換期であった。調庸・雑米など従来の収入は大幅に減少し、召物・国宛や成功 受領の私富蓄積を利用するかたちで国家財政収入を増加させようとしていた側面す 政府は受領の私富蓄積を決して放任していたわけではなく、それを積極的に国家財

註

らあったのである。

1 「摂関期の受領と私富蓄積」(『日本歴史』五五一、一九九四年)。以下、特に断りのない限り、 前稿という場合にはこの

摂関期の受領と中央政府

- (2)『続日本紀』宝亀一〇年一一月乙未条。
- (3)『三代実録』貞観一三年一○月二三日条。
- (4)拙稿「律令制数的支配の崩壊」(『日本史研究』三八八、一九九四年)。
- (5)『政事要略』天暦元年閏七月二三日官符。なお、この官符の解釈については、佐藤泰弘「古代国家徴税制度の再編」(『日本史 研究』三三九、一九九〇年)を参照した。
- (6)『今昔物語集』二〇―四六。
- (7)『今昔物語集』二八―四。
- (8)伊予国は藤原知章の任中に「疫癘人民死亡、田畝減少」となったが、次の源兼資が興復させ、「任間漸施,,治術, 、殊無,,亡弊 れたと考えられる。 るのである。従って、『今昔物語集』は院政期の説話史料ではあるが、(ア)(イ)のような受領は摂関期においても数多くみら 記』長徳四年一一月一○日条)。すなわち、国内を興復させ、多くの私富を得たであろう兼資に対して政府は献五節を課してい 之聞二 といわれるようになった(『権記』長保四年四月一○日条)。そして、この兼資に五節舞姫献上が命じられている(『権
- (9)摂関期の国司苛政上訴・国司善政上申に対して、政府が解任あるいは重任といった積極的な姿勢を示したのは、 受領を排除し、善政を行う受領を登用するためであったと考えられる。なお、この点については別稿で論じる予定である。 苛政を行う
- (10)『朝野群載』巻二八に次のような功過申文が載せられている。

正五位下行大炊頭兼大外記博士備後介中原朝臣師平誠惶誠恐謹言

功過申文

請,殊蒙;天恩,依;淡路国所済功,関集勧賞,状

- 一 勘,済公文, (中略)
- | 填\納格率分稲五千四百束|(中略)
- 一 新委不動穀千二百斛 (中略)
- 一発開田(中略)
- 一 修_造神社并国分二寺諸定額寺堂舎等, (中略)
- 一 不¸立;;用料¸造;;進陰明門一字; (中略)
- 中隔西面垣起」自」南北行卅丈(中略)

年遭||兵乱旱魃之難|、民烟逃散、田畝荒廃、而招||年来之民|、開||発荒廃|、廻||撫育之計|、興||復国内|、調庸租税、逐」年進済、

以前功課甄録如5右、師平治曆三年二月六日、拝[任彼国]、莅5境之後、巡[検国内]、素狭少最上之上、前司源朝臣経綱、

即勘,畢公文,、准,之先輩,、可,謂,殊功,、望請、天恩依,所済功,、関,勧賞,、弥致,勤王之節,、師平誠惶誠恐謹言

延久四年正月 日

正五位下行大炊頭兼大外記備後介中原朝臣

これは中原師平が任終後に提出した功過申文で、前司の時に兵乱や干魃のために荒廃した国内を興復させたこと、公文を勘

遠の父師平が淡路守の時に「米毎年六千石、塩五百余石」の収入があったと記載されている。このように、師平は国内を興復 師遠の『鯨珠記』大治二年六月一日条は当時の受領が多くの私富を得ていたことを示す史料として有名なものだが、そこに師 済したことなど、種々の功績を挙げたことを述べたものである。しかしその一方で、師平は多大の私富も確保してい た。 中原

(⑴)『小右記』長和三年五月二四日条、同治安三年一二月一二日条、『左経記』寛仁四年五月一一日条。

摂関期の受領と中央政府

させ、公文を勘済する一方で、多くの私富を確保していたのである。

(12)『中右記』天永三年六月一三日条。

(3) 国の「興亡」「強弱」「堪否」、すなわち各国の生産力・負担力を判断するためには、諸国の状況を知っておく必要があるが、

被||裁許||歟|| との条事定が出されているように(『平安遺文』二―四三九)、当時の政府は地方の状況をそれなりに的確に把握 先例に準じて一年の給復を求める因幡守に対して、「彼国前司惟憲任中興復之由、遍有,其聞,、申請之旨専無,其謂,、不」可」 していたようである。(イ)で国内を興復させた受領にさっそく献五節が命じられているのも、こうしたことを裏付けていよう。

当時の政府は地方政治に無関心だったわけでは決してないのである。